

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 50 号
2020 年 7 月

目 次

新代表理事就任の挨拶	1
旧代表理事退任の挨拶	2
[書評]	
アーレントは黒人差別主義者だったのか? — Kathryn T. Gines, <i>Hannah Arendt and the Negro Question</i> を読む 百木 漠	3
公共政策についての政治哲学的思考の展開— Annabelle Lever and Andrei Poama (eds.), <i>Routledge Handbook of Ethics and Public Policy</i> を読む 大庭 大	6
[会務報告]	
総会 (2019 年度第 2 回総会・2020 年度第 1 回総会) についてのご報告	9
2019 年度会計報告書	10
2020 年度予算案	11
2019 年度第 3 回理事会議事録	12
2019 年度第 4 回理事会議事録	14
2020 年度第 1 回理事会議事録	16
[2021 年度研究大会]	
第 28 回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ	18
第 28 回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ	20
政治思想学会「学会報告奨励賞」(2020 年度)のご案内	21

代表理事就任のご挨拶

代表理事 松田 宏一郎 (立教大学)

このたび、2020年5月より2年間の任期で政治思想学会の代表理事を拝命いたしました。学会運営にとって難しい時期での就任となりましたが、会員の皆様のご協力を仰ぎ、微力ながら学会に貢献できるよう努力していく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

政治思想学会は、1994年に創立され、今年で創立26周年を迎えました。前身の政治思想研究会の発足が1989年ですので、そこから数えると31周年になります(これより後に生まれたという会員もいらっしゃると思います)。これまで学会の発展に多大なるご尽力をいただいた歴代の代表理事の方々へ改めて感謝と敬意を表する次第です。

2020年度は、COVID-19のために、研究大会を予定していた会場の明治大学で開催することができず、オンラインにて研究報告をご投稿いただくという形式となりました。英国からお招きする予定であったジョン・ダン教授はじめ、シンポジウム・パネルの皆様の原稿は力作ばかりで、会場で直接討論をすることができず大変残念でした。司会、討論のためにご準備いただいた登壇予定者、大会準備のために大変な労力を払われた前代表理事の川出良枝先生はじめ研究企画委員、開催校および関係者の皆様には、感謝の念が絶えません。

2021年度の研究大会は九州大学での開催を予定しております。これから状況が好転し、通常の大会として開催できることを祈り、研究企画委員と一緒に準備をしてまいります。

私自身は日本の事情を少し嚙みただけですが、政治思想と災害・疫病とは密接な関係があることはご存じの通りです。18世紀後半から19世紀前半という政治思想史上重要作品が多数生まれた

時代は、天候不順、飢饉、疫病が繰り返される厳しい時代でもありました。ヴォルテールが『カンディード』を書くきっかけとなったリスボン地震は1755年。1783年6月にアイスランドのラキ火山噴火があり、その後の寒波、干ばつなどによりヨーロッパでは広範囲に飢饉が起きました。革命直前のフランスの飢饉だけでなくアジアにも影響したといわれています。同じ頃、杉田玄白が『後見草』で克明に記した天明の飢饉(1782-87、83年には浅間山の噴火もあった)では、疫病も甚大で90万人以上の人口減が起きました。日本では18世紀にほとんど人口が増えていませんが(北半球全体では増加基調だったので、例外的ともいえます)、詳しく見ると大きな人口カーブのくぼみの後にやや時間をかけて元の水準に取り戻す、という感じです。また感染症の被害は人の移動の活発化と都市化が進んだ19世紀に甚大となり、1810年代から30年代頃まで、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、北米でコレラの大流行がありました。ヘーゲルの死因はコレラですが、日本でも1822年と1858年の流行は、都市部に住み、よく旅をし、多くの人と交流する文人に恐怖を与えました。幕末の漢詩文ネットワークの最重要人物、頼山陽から佐久間象山まで交流のあった梁川星巖はコレラで死亡しました。

政治思想研究者は今や世界を旅する「文人」ですが、今回の事態が我々に与えた試練と、我々が対処すべき課題が整理されるには少し時間がかかるかもしれません。ただそのために我々の学会が粛々と活動を続けていくことに意味があると思います。現時点でエールを送ったり「元気を与え」たりする力(というより意志)はありませんが、我々の粘り強い、しぶとい活動が将来の知の成果につながることを期待しつつ、この小文をご挨拶に代えさせていただきます。

退任のご挨拶

——学会の意義について今思うこと

川 出 良 枝 (東京大学)

政治思想学会代表理事としての2年間の任期を終えるにあたって、在任期間中の経験を私的な感慨を交えつつ書き記すことをお許しいただきたい。

本格的な始動は、4月の神戸大学訪問から始まった。前任者の飯田文雄元代表理事から引き継ぎを受けるためであった。同時に、鍋木政彦理事からの事務局引き継ぎも行われ、表からはなかなか見えない学会組織の細部にわたり綿密なレクチャーを受けた。翌月には再び神戸訪問。2018年度研究大会は甲南大学で開催されたからである。テーマは「政治思想とダイバーシティ」。改札を出て落ち着いたたたずまいの住宅地をひたすらまっすぐ歩き、一回右折すると忽然と壮麗なキャンパスが現れた。神戸は何度訪れても魅力的な場所である。

研究大会に招聘したアン・フィリップス氏はジェンダー政治理論研究の泰斗であり、懇親会の席で、初めての女性の代表理事ということで激励を受けた。当時病床にあった父にも、親孝行のつもりで代表となったことを報告したのだが、「学会会長」という重苦しいイメージのせいも、苦笑いするばかりであった。「女性初」というのは、そろそろどの分野でも終わりになればよいと思う。

2019年の5月には目白の学習院大学で研究大会が開催された。テーマは「政治思想における知性と教養」。海外からは次世代のエースとも言えるダンカン・ベル氏を招聘した。夏を思わせる晴天に恵まれ、非会員の参加がこれまで以上に多かった。学内の目白倶楽部松本楼で開催された懇親会も盛況で、セレモニーに気をとられている間にもものみごとに大皿は空になっていた。

7月には第15回日韓政治思想学会・共同学会議への参加のためソウル大学を訪問した。日韓関係が冷え込んだ時期の国際会議であり、フロアからは一部厳しい質問などもあったが、韓国側か

らの暖かな歓迎を受け、また参加者間の屈託のない前向きな議論を目の当たりにし、長年にわたる蓄積の重みを実感した。この貴重な事業が今後も発展することを願って、ささやかな試みとして、共同学会議の全プログラムを学会ホームページに掲載することにした。

翻って、つくづく残念なのは、本来であれば明治大学で開催されたはずの2020年度研究大会のことである。新型コロナウイルスの感染拡大のため、現地開催を断念し、ウェブ開催ということになってしまった。日本の政治思想研究の発展に多大なる貢献をされたジョン・ダン氏の招聘もかなわなかった。ダン氏の場合、学問的影響のみならず、国も世代も超えた友情が基盤にあるだけに、新たな出会いや再会を阻む今回の事態は恨めしい。今回の開催形態が会員諸氏の期待に十分応えられたかは心許ない限りだが、突発的事態の下での暗中模索ということでお許しいただきたい。

他面で、大学における遠隔授業の実践を通して、Web会議システム等の威力を遅ればせながら実感したのも確かである。うまく活用すれば、おそらく今後の学会にとって有効なツールの1つともなろう。そうはいつても、これまで当たり前のようになってきた通常の現地開催での研究大会の魅力は今更ながら再認識せずにはいられない。学会は、人と人との「社交」の場でもあるのではなかろうか。共通の関心をもつ者が相集い、しばしの間、場所と時間を共有するリアルな楽しさは、やはり他には代えがたいものがある。

末筆となるが、二年間の業務を支えてくれた事務局の小畑俊太郎会員にこの場を借りてあらためてお礼を申し上げる。松田宏一郎新代表理事の下で、政治思想学会が研究の一層の発展を通して社会的使命を果たしていくことを心よりお祈り申し上げます。

アーレントは黒人差別主義者だったのか？

— Kathryn T. Gines, *Hannah Arendt and the Negro Question* (Indiana University Press, 2014) を読む

百 木 漠 (立命館大学)

黒人差別問題はアーレント思想の急所である。

2014年に発表され、特にアメリカで話題を呼んだ本書『ハンナ・アーレントと黒人問題』は、アーレント思想に隠された——あるいは隠されてすらいない、と言うべきだろうか——黒人差別問題を扱ったものである。アーレントの黒人差別問題として最も有名なのは「リトルロック事件の考察」であるが、本書ではそれ以外にも『全体主義の起源』『人間の条件』『革命について』『過去と未来の間』『暴力について』などの著作を横断的に扱いながら、アーレントが一貫して黒人差別主義的な考えを持っていたことが強調される。そのいずれもが堅実な読解に基づいており、説得的な議論が展開されるため、アーレントに好意的な読者にとっては、啓発的であるとともに少々ショッキングな内容でもある。

まず第1章の内容からしてスキャンダラスである。アーレントが「リトルロック事件の考察」の冒頭で取り上げている写真（黒人少女が白人の男女に取り囲まれ、怒鳴られながら下校している写真）に関して、アーレントは多くの誤りを犯していると筆者は指摘する。アーレントはこの写真を分析して「少女の表情から、彼女が幸せだと感じていないことは明らかだった」と述べ、もし自分が黒人の母親だったとすれば、歓迎されていない集団のうちに自分の娘を押し込むようなことは決してしないだろう、と断言する。また「私が黒人であれば、学校と教育のうちに差別の撤廃を持ち込もうと試みることは、成人ではなく子供たちに責任を転嫁するものであり、極めて不公正なものだと感じるだろう」として、法律や政策によって「上から」教育における人種隔離を撤廃することに反対している。さらにアーレントは、子供を人種統合した学校に送り込もうとする親は、「社会的な階層をよじ登る (social climb) ことで自分の

地位を改善する」ことを目的としているのだとも論じている。

著者のキャサリン・ガインズはこのようなアーレントの見解に猛烈に反対している。ラルフ・エリソンが批判したように、黒人の親たちが子供を人種統合された学校へ送り出す際に何を考えているのかを、アーレントは全く理解していない。黒人の親たちはそれを一種のイニシエーションの儀式と考え、黒人がこの社会で生きていく際に闘っていかねばならない恐怖（テロル）と向き合う機会と捉えていたのであり、その覚悟をもって親たちは子供を学校へ送り出している。彼／彼女らは心を鬼にして、自分たちの子供にレイシズムに耐える訓練をさせなければならないのであり、送り出された子供たちは「恐怖と向き合い、自らの恐れと怒りを正しく押さえ込むこと」を求められる。そうしなければ、アメリカで黒人として生きていくことはできないからである。

こうした事情を介さずに、黒人たちが「社会的上昇」や「成り上がり」のために教育の人種統合に賛成していると主張するアーレントの態度は、極めて不誠実である。また彼女は、教育における人種統合（隔離撤廃）は「社会的なもの」の次元に属するものであるから、参政権などの「政治的なもの」の次元に比べて重要度の低いものと考えている節がある。だが、黒人たちにとって、教育における差別撤廃は参政権や婚姻権と同等の意義を持っており、そのために多くの人々が危険に身を晒して活動してきたのである。そのような黒人の強い想いと努力の積み重ねをアーレントは露ほども理解できていない、とガインズは主張する。

しかもアーレント自身がユダヤ人としてナチス政権下で命の危険に晒され、「ユダヤ人として攻撃されたならば、ユダヤ人として身を守らなければならない」と母親から教えを受けていたにもか

かわらず、その教えをアメリカにおける黒人たちに反映させて考えることはなかった。これは全く不可解で不当なことだとガインズは怒りをもって述べている。

教育における人種統合政策に反対する一方で、アーレントは異種混交婚を禁ずる法律を「最も非道な法律」として非難し、その改正を強く求めていたのだが、これもまた不可解なことだとガインズは論じる（第2章）。確かに黒人と白人の結婚を禁ずる法律は非人道的であろう。しかしだからといって、教育における隔離政策がそれに比べれば非人道的でない、などとは決して言えないはずだ。参政権、教育権、婚姻権、社会権などはいずれも一体の権利として認められるべきものであり、黒人たちはそれを求めて闘い続けてきた。教育の人種統合よりも異種婚姻権のほうが重要だとするアーレントの主張には正当な根拠がない、とガインズはこれを退ける。

「リトルロック事件の考察」において、アーレントは教育とともにレジャー施設や宿泊施設を「社会的なもの」に分類し、そうした領域では「差別 discrimination」が重要な原則であり、それらの施設で人種差別を無理矢理になくす必要はない、と論じていたことも問題とされている。これは、公的領域・私的領域・社会的領域を区分した『人間の条件』の議論に基づくものだが、その枠組みを固守することによって、アーレントは現実社会における黒人の苦しみを無視してしまっている、と著者は分析している（第3章）。『人間の条件』における議論がどれほどの政治的意義を持つとも、こうした黒人差別問題において、アーレントは決定的な過ちを犯している、というのがガインズの一貫した立場である。

『革命について』では、貧民たちが政治に参加する際に引き起こされる事態を批判的に描くことによって、貧しい黒人たちが政治に入り込んでくることに対して、アーレントが否定的な見解を持っていたことが示唆されている（第4章）。また『全体主義の起源』第二部「帝国主義」におけるアフリカ植民地に関する記述では、アーレントが原住民の人々を、知性を欠いた未開の人々、ある

いは得体の知れない動物的な存在として描いている（第5章）。黒人問題を直接扱っていないこれらの著作にも、アーレントの差別的偏見が見え隠れしていることを本書は鋭く論証していく。

先に述べたエリソンの指摘に対して、アーレントは「私はあなた方の置かれた立場を全く理解していませんでした」と一度は謝罪の手紙を送っているのだが、それによって彼女は考えを改めたわけでは全くない、というのがガインズの見解である（第6・7章）。例えば、アーレントは1969年に書かれた「暴力について」のなかでは次のように述べている。「例えば、白人のリベラルな人々の間で、黒人の不満に対して『われわれすべてに罪があるのだ』という叫びで応えることがかなりの流行となっており、ブラックパワーは喜んでこの『告白』を利用し、非理性的な『黒人の憤り』をひたすら煽ったことは誰もが知るとおりである」（Hannah Arendt, *Crises of the Republic*, Harcourt Brace & Company, 1972, p.162）。また1971年のインタビュー「政治と革命についての考察」では、1960年代の学生運動や反戦運動を高く評価しながらも、その運動が暴力的・破壊的なものになってしまう場合には別問題だ、として陰に陽に黒人学生たちが引き起こした暴力的な活動を非難している。また別の文脈ではこうも述べている。「大都市ではきわめて多数の、ほとんどもっぱら黒人からなるルンペン・プロレタリアートの重みに耐えかねて、この公立校制度はごく少数の例外を除いて崩壊してしまいました。（中略）人種統合政策の結果として都市の区域が黒人街になると、街はさびれ、学校は荒れ放題、子供は非行に走る——要するにその付近はあつという間にスラムと化してしまいます」（*ibid.*, p.225）。これらの記述・発言から、リトルロック事件から10年以上経ってなお、アーレントが黒人に対する差別的な偏見を持ち続けていたことは明らかである、とガインズは主張する。

結局のところ、アーレントは黒人問題（Negro Question）を白人の問題（White Problem）としてではなく黒人の問題（Negro Problem）として捉えており、無意識のうちに白人たちを免責し、黒

人たちの側に責任を押しつけている（序章）。黒人奴隷制を「アメリカの歴史における重大な犯罪のひとつ」と認識していたにもかかわらず、である。

アーレントは晩年の『カント政治哲学講義』において、不在の他者を構想力を用いて現前させ、他者の立場にも立ちながら複数的に思考することが重要だ、と論じていたにもかかわらず、その他者に黒人たちは含まれていなかった、ということになるのではないかと、ガインズはその考察をアーレントの判断力論にまで拡張している（結論部）。アーレントにとって、差別や貧困に苦しむ黒人たちは公的領域に現われえない、不可視の人々だったのだ、と。

こうしてガインズは、『全体主義の起源』から『カント政治哲学講義』に至るまで、アーレントの思想には黒人に対する差別的偏見が底流しており、そこに弁明の余地はない、と断定する。ここに紹介した以外にも、書簡集や雑誌記事など、黒人問題に関するテキストを漏れなく渉猟しながら、容赦なくアーレントに詰め寄っていく著者の姿勢には迫力がある。その批判は決して恣意的なものではなく、きちんとアーレントの思想全体を理解したうえで、そのうちに彼女の黒人問題を位置づけ、それを正面から批判しようとする意図を見て取ることができる。

本書の議論は相当に用意周到なので、アーレントに好意的な論者でも、その主張に全面的に反論することはかなり難しいのではないと思われる。敢えて反論するとすれば、本書ではアーレントが市民的不服従論に込めた可能性が十分に活かされていないように見える、ということだろうか。「市民的不服従」のなかでアーレントは、われわれは皆、この世界で成立しているルールに対して「暗黙の同意 tacit consent」のうちに生きているが、それら既存のルールが不当なものだと判断される際には、それに「異論 dissent」を唱える権利がある、と論じていた。1950～60年代にかけて展開された公民権運動もまた、そのような市民的不服従の一つの形であったとアーレントは捉えていた。たとえアーレントが黒人に対して差別的偏見を持っていたとしても、彼女のこうした市

民的不服従論は、その偏見を超えて、黒人の市民権を求める運動を後押しするものだと評価することができるのではないかと。本書はそうした市民的不服従論の意義にほとんど触れていないが、それはいささか一面的な解釈ではないか。

また、「リトルロック事件の考察」でも、アーレントは教育における人種統合そのものに反対していたというよりも、その決定が政府や裁判所によって一方的に上からなされることに反対していたのであって、もしそのような統合がなされるならば、それは人々の話し合い（活動）に基づいて下から決定・実践されるものでなければならない、と考えていた側面もあるのではないかと。

しかし、こうした見解に対しても、ガインズは決して同意しないであろう。先に紹介した数々の記述において、アーレントが当時の黒人に対して差別的偏見を持っていたことは事実であり、彼女の政治思想はその一点において容認しえない、というのが本書の主張である。そこには、単なるアーレント研究という枠を超えた、著者自身の強い政治的信念と怒りが表れているように見える。

本書出版と同年の2014年にハイデガーの『黒ノート』の公刊が始まり、そこに記された反ユダヤ主義的記述がこの間取り沙汰されてきたが、アーレントの黒人差別的記述もまた同種の問題を持つものと捉えられるようになるかもしれない。とはいえ、それによってアーレント政治思想の意義がすべて損なわれるかといえば、そうではないだろう。彼女の差別的偏見については率直にそれを認め、重く受け止めたうえで、彼女の政治思想をいかに捉え直していくかを考えるほかはないのではないかと。いずれにせよ、本書が今後のアーレント研究にとって無視しえない一冊となることは間違いないだろう。

（追記：奇しくも本稿を書き終えた直後に、アメリカで黒人差別に反対する抗議デモ、Black Lives Matter運動が大きく盛り上がることになった。この運動を受けた後で、本書がアーレントに投げかけた批判はいっそう重みを増しているように思われる。）

公共政策についての政治哲学的思考の展開

—Annabelle Lever and Andrei Poama (eds.), *Routledge Handbook of Ethics and Public Policy* (Routledge, 2019) を読む

大庭 大 (早稲田大学)

哲学的分析と制度・政策提案をいかに接続するかについては、これまであまり方法論的議論がなされてこなかった。抽象的概念について厳密な分析を行う研究において、具体的政策を論じる段になると途端に議論が安直になるということも見られる。本書は、公共政策作成の実践に焦点を当てた政治哲学的研究についての浩瀚なアンソロジーである。編者らに従い、この研究のアプローチを「倫理学と公共政策」と呼ぶ。本書には、教育、税、金融、貿易、戦争、ジェンダー、多文化主義、環境問題をはじめとする多くのトピックを扱う章がある。ここでは、方法を扱う第一部に焦点を絞ってその内容を紹介・論評することで、「倫理学と公共政策」がいかなる営みであるかを見ていきたい。その方法は、上述の方法論的意識の欠落を部分的に埋めるものとなっている。

なお編者の談によれば「倫理学と公共政策」という名称は、オーソドックスな分析哲学や応用哲学的アプローチから距離をとっていることを反映している。ただし本書では、倫理、哲学、規範理論などの用語は基本的に区別なく用いられている。

第一部には6つの論文が収められている。各章の著者たちの考えや用語法は厳密に一致はしておらず、それぞれが異なる角度から「倫理学と公共政策」について、そのやり方、役割や位置づけを説明している。以下、各章を順にとりあげ、注目すべき内容を紹介していく。

[第一章] J・ウルフは公共政策作成の実践に焦点を当てた哲学的・規範的分析を積極的に行ってきた研究者である。彼は本章で、理論先行型の応用道徳哲学的アプローチの問題を指摘し、それとの対比で「関与する政治哲学」(engaged political philosophy) という立場を打ち出して

る。その方法は6つの段階によって説明される。すなわち、①問題と現状の特定、②その問題に関する議論や価値の特定と精査、③その問題の歴史と同時代の類似事例の調査、④ありうる解決策の見取り図の作成、⑤選択肢の評価、⑥政策提言の導出。各段階について意義や注意点が説明される。解決策の選択に関して現状バイアスが強く働くこと、評価のための論争的でない観点の提示がしばしば困難であること、そしてその場合なお対立の部分的仲裁や回避を実現しうることなどは、興味深い指摘である。

だが、ウルフの説明にはなぜこの方法が「倫理学と公共政策」の説得性を担保するのかについての体系的説明が欠けている。ウルフの方法は、政策作成の現場で哲学者として提言を行ってきた実践の中でうまくいったやり方を方法としてまとめたものと理解するのが良さそうである。無論そのような経験則にも意義はあるが、それだけではその方法を理論的に問い直し、洗練させることはできない。例えば、6段階の順序はどのような根拠に基づいており、どの程度厳密に遵守されるべきなのか。また、目の前の問題とは文脈が異なる過去や他地域の事例を参照することはなぜ必要なのか。こうした問いに実践を通じてしか答えられないとすれば、理論的研究には役割はないことになる。

[第二章] J・ハワードは、「倫理学と公共政策」の役割(目的)を明確化することで、その方法に一定の体系を与えている。その役割とは、市民が公共政策についての批判的検討と理由に裏打ちされた熟議をよりよく行えるようにすることである。ハワードはこれを「市民的有用性」(civic usefulness) と呼ぶ。「倫理学と公共政策」のやり方について、ハワードの主張はウルフのそれと概

ね同じである。だが、市民的有用性という目的が明確になることで、〈価値や理論への根本的不合意を前提とする〉、〈政策についての不合意を部分的にのみ解消することを一定の成果とみなす〉、などの方法的指針の根拠もより明確になる。ハワードの、興味深い方法上の主張を2つ確認しよう。第一に、「倫理学と公共政策」の研究は非専門家が理解できるように書かれなければならない。第二に、一定数の市民が明確に誤った見解を抱いているとき、「倫理学と公共政策」の研究はそれを「正しい理論」の観点から批判することをよしとしない。そうではなく、その見解を精査しつつ、(誤った見解を強化してしまうという危険を冒してでも)その見解を擁護する最善の議論を示すべきである。これらの主張はいずれも、熟議の主体はあくまで市民たち自身であり、「倫理学と公共政策」の目的は、市民たちが自らの見解について反省し、よりよく理由づけられた熟議を行うことを支援することである、という理解から導かれる。

ハワードの立場は哲学者の役割を「デモクラシーの下働き」(スウィフト)に限定するものといえるが、それはどこまで徹底できる(すべき)だろうか。彼の説明にはこの点で曖昧さが残る。市民が実際に抱いている見解を検証・展開する際に理論家・哲学者の見解が介入することは不可避だろう。現実の市民はしばしば自分の見解を不明瞭・不正確な形でしか把握・表明しないし、まして個人ではなく複数の市民が抱く見解を対象とする以上、理論的検証を行うには解釈を通じた見解の特定が必要となる。さらに言えば、推論の仕方にも理論家の判断が介在する。そうした理論家の見解の介入を恣意的でないものとして正当化するにはさらなる説明が必要である。

[第三章] A・ポアマは、倫理学のタスクを様々なに分類することを通じて「倫理学と公共政策」の位置づけを説明している。なかでも重要な区分は「倫理学と公共政策」の応用・適用アプローチと構築的アプローチの区別である。ウルフ、ハワードをはじめ本書への寄稿者の多くが採用する方法

は構築的アプローチに分類される。すでに説明してきたように、このアプローチは不合意を前提とし、特定の理論へのコミットメントを行わない。これに対して、ウルフが批判するような、特定の理論的観点から公共政策の問題を検討するのが応用・適用アプローチと呼ばれる。P・シンガー、R・ヘア、R・グッディンなどの著作がこちらに分類されるほか、F・カムやP h・ペティットも部分的に応用・適用アプローチを採用しているとされる。ポアマはいずれのアプローチにも決定的優位性はないとして、両アプローチを相補的なものと位置づけている。

ただし、相補性についてのこの主張は十分に展開されているとはいえない。ポアマの議論は、一方のアプローチの成果が他方にとっても有益でありうることの指摘にとどまっておき、異なる想定に依拠する両アプローチをいかに組み合わせるかについての立ち入った議論や指針は示されていない。

[第四章] A・ウィールは、公共政策作成の実践の観点から、規範的分析がどの程度有用でありうるかを説明している。経験的研究が三人称的観点をとるのに対して、政策立案者と規範的研究者はいずれも、より一人称的観点で思考するという対比は興味深い。またウィールは、不可避免的に党派的で情緒的な要素を持つ政策作成過程において、いかにして実践的公共的推論がレリヴァンスを維持しうるかという問いを提起している。その問いへの答えになりうるものとして彼は、公共政策に影響を及ぼす、または及ぼそうとする者に課される「理由に応答することへのアカウントビリティ」(accountability for reasonableness) という観念に注目している。

[第五章] 政策決定に携わる人々はしばしばテクノクラシー的衝動に駆られ、民主的プロセスを唾棄したくなる。S・オーとJ・ジョンソンは、こうした衝動に抗して民主的なアプローチにこだわるべき根拠を探究している。著者らは、政策立案者のツールでもある政治経済学の方法につい

て、モデル、メカニズム、尺度という鍵概念に関する重要な研究を行ったT・シェリング、E・オストロム、A・センに注目する。この三者が、いずれもデモクラシーの制度とその前提としての個人の自由と平等にコミットしていたことを示すことで、民主的なアプローチの重要性が主張される。

[第六章] J・ハリスとD・ローレンスは、倫理・道徳的判断を、特別な尊重を要請する科学ないし専門知として位置づけている。その上で、本章の後半はそのような専門知としての道徳的判断の具体的事例の検討にあてられる。専門知としての道徳的判断の実践において実際に起こりうる問題が取り上げられている。例えば、当事者の最善の利益がなんであるかについての不都合や専門家に対するハラスメントといった困難などである。

公共政策についての規範的研究が専門知として尊重される（べきである）のはなぜなのか。この点について著者らは次のようなドウオーキンの指摘に依拠している。すなわち、規範的研究は人々が熟慮のうえで抱く価値を反映しており、また、証拠や議論についての最低限の基準を満たしている。これらは重要な指摘であるが、本章では掘り下げた議論はなされていない。また、実践の中で起こりうる様々な問題を示す事例は興味深いだが、そこからどのような一般的示唆が得られるかは明らかでない。

本書が描く「倫理学と公共政策」の方法は、規範理論・政治哲学をいかに政策作成の実践的関心に接続するかについて、一定的方法的土台を示すものであり、示唆にとむ。だが、その方法はなお確かな基礎づけや体系性を欠いており、さらなる展開が必要である。検討を要する課題として、次の2点を挙げておきたい。

第一に、この方法はいかにして批判性を維持しうるのか。「倫理学と公共政策」の関心は非理想理論およびリアリズムの流れを汲んでおり、現実の政治のあり方を基本的に所与とする。だが、短期的な実現可能性の制約を踏まえることには重要

な意義がある一方で、現実には尽く押し切られてしまうのであれば規範理論として有効であるとは言えない。ウルフ、ハワード、ポアマらは、グラント・セオリーや理論先行的アプローチにも役割を認め、分業が可能であるという立場をとる。しかし、単に「分業が可能」と言うだけでは不十分であり、現実主義的な非理想理論と、より現実から距離をとる理想理論の処方方をいかに接続し、両者の齟齬をいかに解消しうるかを示すことが重要となる。

第二に、民主的な公共政策作成過程において、専門家としての哲学者・規範理論家の役割はいかなるものか。ハリスとローレンスが言うように、理論家の提言が尊重に値する専門知であるとすれば、それはどのような根拠によるのか。また、理論家の役割は市民に代わって推論することを含みうるのか、あるいは、市民の主体性を徹底して尊重し、市民による判断のための材料を提供するのみであるべきなのか。後者の場合、専門家が市民の実際の判断を理論を通じて先取りすることはなお望ましいと言いうるだろうか。これらの問いに取り組むことで、なぜ理論家の判断や解釈が恣意的・個人的な意見以上のものと言えるのかを示す必要がある。さらに、専門知に対するデモクラシーの優位についても、オーとジョンソンが示すような間接的な論拠では不十分である。より明確な根拠を示すことなしには、デモクラシーと専門家の緊張をはらんだ協働についての明晰な理解はあり得ないだろう。

第27回(2020年度)政治思想学会研究大会総会 (2019年度第2回総会・2020年度第1回総会)についてのご報告

郵送した学会プログラムや学会ホームページですすでにお知らせしましたように、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本年5月23日(土)24日(日)に明治大学駿河台キャンパスで予定しておりました第27回(2020年度)政治思想学会研究大会は、通常の現地開催を断念し、ウェブ開催という形態での開催の運びとなりました。

あわせて、予定していた2019年度第2回総会および2020年度第1回総会の現地開催も不可能となり、予算案、新理事・新監事の選任、退会・再入会手続きの整備という3つの議案の審議をお願いする予定であった2019年度第2回総会に關しましては、学会ホームページでお知らせしましたように、メールによる会員の賛否表明書による「暫定決議」をおこないました(投票期間5月24日から5月31日まで)。その結果、会員総数の過半数の反対の表明があった議案はありませんでした(有効投票数 7通、第1号議案(2020年度予算案) 賛成7 反対0、第2号議案(次期理事・監事の承認) 賛成7 反対0、第3号議案(退会・再入会の規定整備) 賛成7 反対0)。この結果を受け、すべての議案は、2021年に開催予定の研究大会における初日の総会(2020年度第2回総会)までの期間、暫定的に可決承認されたことをここにご報告いたします。

また、2019年度第2回総会および2020年度第1回総会の「報告事項」に關しましては、本『政治思想学会会報』における理事会議事録等に必要な情報は掲載されているため、そちらをご参照ください。

(前代表理事 川出良枝)

第28回研究大会「公募パネル」募集のお知らせ

2021年5月22日(土)・23日(日)に九州大学(伊都キャンパス)で開催される第28回研究大会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 募集するパネルのテーマ

- 多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第28回統一テーマ「新時代のデモクラシー」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

2. 応募資格

- パネルを構成する者が全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- 2020年度研究大会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した方は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、2020年度研究大会において、司会者・討論者であった方は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する方は、2021年度研究大会の自由論題に重複して応募することはできません。
- あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者、これまで報告したことのない会員を優先する場合があります。
- 2021年度パネルで報告者を務めた者は、2022年度と2023年度の公募パネルに報告者として応募することができません。

3. パネルの構成、時間、使用言語

- パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。

- 各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- 一つのパネルは1時間40分です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を一応の目安とします。
- 公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従ってください。
- パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催中の土曜日・日曜日の8:40-18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。
- パネルで使用される言語は、日本語もしくは英語とします。

4. 応募手続き

- 応募は応募代表者が行います。
 - 応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んでください。
 - 応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行われる場合は、パネルの題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したものも添付すること)。
 - ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)(パネルが英語で行

われる場合は、報告の題目、意図ないし趣旨に関する説明を英訳したのもも添付すること)。

③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

- ・ Eメール宛先

山岡龍一 yamaoka@ouj.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 2021 年度 公募パネル」と明記してください。

- ・ 締切日 2020 年 9 月 11 日 (金) 必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2020 年 10 月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2021 年 5 月 2 日 (日) までに、報告原稿 (フルペーパー) のファイルを HP 担当者の小田川理事 (odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、早川理事 (mhykw@ris.ac.jp) の両方にメールでお送りください。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDF のいずれかの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿 (フルペーパー) を事前に送付してください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70 部を印刷し、当日持参してください。

※ 2022 年度以降における、パネル単位での公募セッションの開催については、応募状況および当該年度開催校の諸事情などを考慮して、改めて審議・決定する予定です。

企画委員会 山岡龍一 (放送大学) (主任)
岡崎晴輝 (九州大学)
長妻三佐雄 (大阪商業大学)
鹿子生浩輝 (東北大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

山岡龍一 yamaoka@ouj.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 公募パネル 問い合わせ」と明記してください。

第28回研究大会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2021年5月22日(土)・23日(日)に九州大学(伊都キャンパス)で開催される第28回研究大会において、自由論題セッションを設けます。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。2020年度研究大会の自由論題に採用された方は応募できません。2021年度研究大会の公募パネルに司会者および報告者として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40-18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に横書きで、氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)を記した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・ 報告および報告原稿は日本語によるものとします。
- ・ Eメール宛先
山岡龍一 yamaoka@ouj.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 2021年度 自由論題」と明記してください。

- ・ 締切日 2020年9月11日(金) 必着

4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2020年9月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2021年5月2日(日)までに、報告原稿(フルペーパー。形式はPDF、Microsoft Word、一太郎のいずれか)を送付してください。
- ・ 送付先は、(1)HP担当者の小田川理事(odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、早川理事(mhykw@ris.ac.jp)の両方、および(2)当該分科会のパネリスト(司会者・報告者)全員です。
- ・ 報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

企画委員会 山岡龍一(放送大学)(主任)
岡崎晴輝(九州大学)
長妻三佐雄(大阪商業大学)
鹿子生浩輝(東北大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

山岡龍一 yamaoka@ouj.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 自由論題 問い合わせ」と明記してください。

政治思想学会「学会報告奨励賞」(2020年度)のご案内

2020年度の「学会報告奨励賞」の応募規定は下のとおりです。学会報告奨励賞(2020年度)は、2021年5月に開催される研究大会で学会報告を行う会員に対して旅費を支給するものです。自由論題で発表を考えている方は、別途自由論題の報告者募集に必ずご応募ください。ご質問などありましたら政治思想学会事務局までお寄せください(E-mail: admin-jcspt@senshu-u.jp)。

学会報告奨励賞 応募規定(2020年度)

1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費(交通費・宿泊費)を支援するために設けるものである。

2. 応募資格

- ①政治思想学会の会員であること。
- ②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。
- ③博士課程在学者、専任職(学振研究員等を含む)についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

3. 応募条件

- ①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。
- ②2020年9月11日(金)までに応募すること。

4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

- ①次の書類を上記期間に、事務局宛に送ること。

と。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募」と明記すること。

- (1) 履歴書
- (2) 業績書
- (3) 他組織からの援助のないものを原則として優先するので、申請時にほかの組織による援助を申請中か、あるいは援助を受けることが決定したものは、業績書にその旨明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔軟に運用する。

③発表終了後に領収書(旅費・宿泊費)を提出すること。

5. 支給額

交通費:4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費:1万円以内の実費。

6. 注意事項

①本賞の受賞者が、他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは強く禁止する。こうした二重給付の事態が生じないように、応募者には特に留意が必要である。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談のうえ予約手続きを進めること。

2020年7月20日発行 発行人 松田宏一郎 編集人 辻 康夫
政治思想学会事務局 〒101-8425 東京都千代田区神田神保町3-8
専修大学1号館914号室 菅原光研究室内
E-mail : admin-jcspt@senshu-u.jp

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）
（株）アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37
Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>